

# J R東日本の施設関係工事従事者資格について

2019年4月

## [目次]

1. 資格者の責務等
  - (1) 資格者の責務
  - (2) 資格認定証の取扱い
2. 当協会認定している資格
3. 所持していると見なす資格
4. 資格取得要件等について
5. 運転適性検査及び医学適性検査
6. 資格の有効期間について
  - (1) 資格有効期間
  - (2) 有効期間内に継続講習を受けられなかった場合の取扱い
7. 資格効力停止及び取消し
8. J R他社認定の資格者の取扱い
9. 資格認定の申請に必要な書類等
10. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第10条に定める教育の受講について
  - (1) 10条教育受講対象資格
  - (2) 資格認定講習を受講した者の10条教育の取扱い

## 1. 資格者の責務等

資格の認定を受け資格認定証の交付を受けた者は、以下の責務を全うするとともに、認定証の取扱いについて留意してください。

### (1) 資格者の責務

- ・資格者は、常に資格認定証所持者としての自覚を持ち、J R東日本、当協会及び所属会社等の社会的信用を著しく失墜し、名誉を毀損する、又はその恐れのある言動を行ってはならない。
- ・資格者は、業務遂行中以外においても、鉄道従事員としての自負を持ち、社会的規範としての品位を兼ね添えるとともに、鉄道内外に関わらず、災害、事故、障害などの事象が発生した場合、又はその恐れのある場合、職責を越えて一致団結し、被害者や弱者の救済、復旧その他の必要な対応に当たらなければならない。
- ・資格者は、所持する資格の業務及び責務を全うするとともに、当該資格における業務内容、責務等を常に把握し、その業務に関係する知識・技能を常に有するように、自己啓発に努めなければならない。
- ・資格者は、業務遂行にあたっては、当該業務の遂行にとどまらず、一般旅客公衆等に対する安全配慮や、鉄道の安全・安定輸送を優先し、万が一それらに障害を与え若しくはその恐れのある場合には、たとえ業務上不利益である場合においても、すぐに必要な対応や処置を行うとともに、現場代理人、主任技術者等や工事等の責任者などに具申するなどして、業務の改善等に努めなければならない。

- ・資格者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準ずるものでないことを確約しなければならない。

## (2) 資格認定証の取扱い

- ・資格者は、J R東日本との契約において、工事等に従事する場合若しくは打合せ等を行う場合は常に資格認定証を携帯するとともに、監督員等から当該認定証の提示を求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- ・資格者は、所持する資格認定証について、これをみだりに他人に貸与、譲渡又は売買し、若しくは名義貸し等の不当な行為を行ってはならない。
- ・資格者は、交付された資格認定証を紛失若しくは破損した場合、これを速やかに当協会に届け出なければならない。
- ・資格者は、資格認定証が不要となった場合には、適正に廃棄又は処分しなくてはならない。
- ・資格者は、資格認定証に記載した所属会社に変更が生じた場合は、以下に示す場合を除き当協会にその都度届出なければならない。
  - ①下請会社等から元請会社に一定期間出向する場合。
  - ②重機械運転者資格認定証の場合。

## 2. 当協会認定している資格

当協会認定している資格は、【資格毎に定める資格取得要件等】を参照して下さい。

### 3. 所持していると思なすことができる資格

所持する資格によって、他の資格を有していると思なすことができる資格は表1の通りです。

表1：所持資格の他資格への適用区分

所持している資格	工事管理者（在来線）	工事管理者（新幹線）	軌道工事管理者（在来線）	軌道工事管理者（新幹線）	軌道作業責任者（在来線）	軌道作業責任者（新幹線）	軌道工事管理者（機械施工）（在来線）	軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）	軌道機械操作者	線路検修責任者（在来線）	線路検修責任者（新幹線）	土木検修責任者	認定線路技術者（統括）	認定線路技術者	検測員（レール探傷）	レール溶接作業責任者（EA）	レール溶接作業責任者（FB）	レール溶接作業責任者（GP）	レール溶接作業責任者（GS）	レール溶接技術者（EA）	レール溶接技術者（FB）	レール溶接技術者（GP）	レール溶接技術者（GS）	特殊運転者（MC）	重機械運転者	除雪機械操縦者	確認車作業責任者	列車見張り	踏切監視員（ロープ）	線閉責任者（在来線・一般）	線閉責任者（在来線・ATOS）	線閉責任者（新幹線）	停電責任者	停電作業者		
「見なし所持」とする資格	○																																			
工事管理者（在来線）	○																																			
工事管理者（新幹線）		○																																		
軌道工事管理者（在来線）			○																																	
軌道工事管理者（新幹線）				○																																
軌道作業責任者（在来線）					○																															
軌道作業責任者（新幹線）						○																														
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）							○																	○												
軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）								○																○												
軌道機械操作者									○															○												
線路検修責任者（在来線）										○																										
線路検修責任者（新幹線）											○																									
土木検修責任者												○																								
認定線路技術者（統括）													○																							
認定線路技術者														○																						
検測員（レール探傷）															○																					
レール溶接作業責任者（EA）																○																				
レール溶接作業責任者（FB）																	○																			
レール溶接作業責任者（GP）																		○																		
レール溶接作業責任者（GS）																			○																	
レール溶接技術者（EA）																				○																
レール溶接技術者（FB）																					○															
レール溶接技術者（GP）																						○														
レール溶接技術者（GS）																							○													
特殊運転者（MC）																								○												
重機械運転者																									○											
除雪機械操縦者																										○										
確認車作業責任者																											○									
列車見張り																													○							
踏切監視員（ロープ）																														○						
線閉責任者（在来線・一般）																															○					
線閉責任者（在来線・ATOS）																																○				
線閉責任者（新幹線）																																	○			
停電責任者																																			○	
停電作業者																																				○

□：医学適性検査（第2種）の適性及び「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」として10条教育を受講した実績が確認された場合は従事可能です。

### 4. 資格取得要件等について

資格毎に開催する講習会を受講し、学力試験、検査に合格したものについて資格認定証を交付します。資格認定の申込に必要な実務経験年数や学歴、受講しなければならない講習会、合格しなければならない検査・試験については、【資格毎に定める資格取得要件等】を参照してください。

## 5. 運転適性検査及び医学適性検査

認定を受けようとする資格毎に必要な運転適性検査及び医学適性検査については、【資格毎に定める資格取得要件等】を参照して下さい。受検すべき適性検査の類別及び種別が、既に受検した運転適性検査及び医学適性検査と同一または下位に相当する場合、適性検査の受検は省略できるものとします。

なお、資格者は、運転適性検査及び医学適性検査とも、後述の有効期間を超過した場合は対応する資格の任務に就く事はできません。

また、運転適性検査を受検し「不合格」、又は医適を受検し「他職適」と判定された場合は、運転及び医適を必要とする資格について、運転「適」、又は医適「適」の判定が確認できるまで効力停止となります。

### ①運転適性検査

資格者は前回基準日（運転適性検査を受検した日）から3年後の同日以内に受検し、合格すればよいものとします。

### ②医学適性検査

- ・資格者は、1年度内に1回受検し、医療機関の証明を受けてください。
- ・当協会へ本書を提出してください。（写しは不可とします。）
- ・資格者は、医学適性検査の結果を工事従事者情報システムに登録するとともに、当協会へ提出してください。提出は、検査種別が第3種の場合、当協会HPより出力される「医学適性検査診断書」、第2種の場合はJR東京総合病院、JR仙台病院、JR東日本健康推進センター及び鉄道検診センターの指定様式の本書とします。ただし、第2種は、写しでも可とします。

表2：医学適性検査（第3種）の運転関係業務判定基準

項目	判定基準
視力	各眼0.7以上又は1眼1.0以上他眼0.5以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により0.7以上に矯正できるもの
色覚	正常なもの
聴力	両耳とも、1,000HZ又は低音域平均聴力レベルが40dB以内、4,000HZ又は高音域平均聴力レベルが65dB以内のもの
その他	正常なもの（所見のないもの）

※医学適性検査の検査種別が第2種に該当する資格の申請者は直営医療機関（JR東京総合病院、JR仙台病院、JR東日本健康推進センター及び鉄道検診センター）において検査・判定が必要となります。

## 6. 資格の有効期間について

### (1) 資格有効期間

各資格の有効期間は、以下の通りです。

表3：資格の有効期間

資格	有効期間
列車見張員資格 踏切監視員（ロープ）資格	1年間
その他資格	3年間

### (2) 有効期間内に継続講習を受けられなかった場合の取扱い

資格者が資格の有効期間内に継続講習を受けなかった場合は、有効期間満了をもって当該資格者の認定されていた資格は失効となります。ただし、社会通念上やむを得ない事由により、継続講習を受けられなかった場合に限り、失効した資格の継続講習及び試験を実施し、継続認定することができますので当協会に問い合わせ下さい。

## 7. 資格効力停止及び取消し

資格者が、不都合な行為を行った場合、JR東日本は、その資格について一定期間の効力を停止及び取消しを行います。「不都合な行為」とは、その責において重大な事故を発生させた場合、または、JR東日本の契約責任者が重大な事故を発生させる恐れがあると認めた場合、業務に関連して重大な法令違反をした場合やJR東日本の信用を失墜させた場合、反社会的勢力であることが認められた場合及び資格認定もしくはその運用において不正な行為を行った場合等を指します。

また、運適を受検し「不合格」、又は医適を受検し「他職適」と判定された場合は、運適及び医適を必要とする資格について、運適「合格」、又は医適「適」の判定が確認できるまで効力停止を行うものとします。なお、効力停止の限度については資格の有効期間までとし、資格の有効期間までに運適が「合格」及び医適が「適」の判定とならない場合、運適及び医適を必要とする資格は失効します。

## 8. JR他社認定の資格者の取扱い

JR東日本以外の旅客鉄道株式会社（JR他社）で認定された表4の資格については、当該資格の講習会を受講し、試験に合格することでJR東日本の資格として認定します。該当する資格を所持している方で申し込みを希望される方は当協会までお問い合わせください。

表4：他の旅客鉄道株式会社が認定した資格者の取扱い

	継続講習の指導内容について教育を受けることで、JR東日本の資格として認定
他の旅客鉄道株式会社が認定した資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事管理者（在来線）、工事管理者（新幹線）</li><li>・軌道工事管理者（在来線）、軌道工事管理者（新幹線）</li><li>・軌道作業責任者（在来線）、軌道作業責任者（新幹線）</li><li>・特殊運転者（MC）、重機械運転者</li></ul>

## 9. 資格認定の申請に必要な書類等

資格の認定を申請する者は、表5（又は、当協会ホームページに掲出している【お申込み必要書類】）に定めている様式に記入して申請を行って下さい。なお、当協会では、必要により反社会的勢力でないことの確認及び賞罰や資格の効力停止等の履歴の提出を求めています。

表5：資格認定申請時に必要な書類等（標準）

資格別	申請書	履歴及び経歴書	推薦状	医学適性検査結果証明等
工事管理者（在来線）	講習会受講申込書※ <sup>1</sup> （新規用又は継続用）	受講者履歴及び技術経歴書※ <sup>1</sup>	—	健康診断の写し※ <sup>2</sup>
工事管理者（新幹線）				
軌道工事管理者（在来線）				
軌道工事管理者（新幹線）				
軌道作業責任者（在来線）				
軌道作業責任者（新幹線）				
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）				
軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）				
軌道機械操作者				
線路検修責任者（在来線）				
線路検修責任者（新幹線）				
土木検修責任者				
検測員（レール探傷）				資格講習会受講者申請書（様式3）
認定線路技術者（統括）	講習会受講申込書※ <sup>1</sup> （新規用又は継続用）	受講者履歴及び技術経歴書※ <sup>1</sup>	—	—
認定線路技術者				
レール溶接作業責任者（EA）	講習会受講申込書※ <sup>1</sup> （新規用又は継続用）	受講者履歴及び技術経歴書※ <sup>1</sup>	—	—
レール溶接作業責任者（FB）				
レール溶接作業責任者（GP）				
レール溶接作業責任者（GS）				
レール溶接技術者（EA）			—	—
レール溶接技術者（FB）				
レール溶接技術者（GP）				
レール溶接技術者（GS）				
特殊運転者（MC）	講習会受講申込書※ <sup>1</sup> （新規用又は継続用）	受講者履歴及び技術経歴書※ <sup>1</sup>	—	医学適性検査診断書（様式1-2）
重機械運転者				—
除雪機械操縦者	講習会受講申請書（様式4-1）	実務経歴書（様式4-2）	—	—
確認車作業責任者	—	—	—	医学適性検査診断書（様式1-2）
列車見張員	講習会受講申込書※ <sup>1</sup> （新規用又は継続用）	実務経歴書（様式5）	—	健康診断の写し※ <sup>2</sup>
踏切監視員（ロープ）		実務経歴確認書（様式6）	—	医学適性検査診断書※ <sup>3</sup>
線閉責任者（在来線・一般）		受講者履歴及び技術経歴書※ <sup>1</sup>	現場選考試験結果通知書兼推薦書（様式7-1）	医学適性検査診断書（様式1-2）※ <sup>3</sup>
線閉責任者（在来線・ATOS）				
線閉責任者（新幹線）				
停電責任者	講習会受講申込書（様式8-1）	—	—	健康診断の写し※ <sup>2</sup>
停電作業員				

※1：工事従事者情報システム（LINGS）から出力される様式による。

※2：新規に当該資格を取得する場合のみ提出（任意様式）

※3：踏切監視員（ロープ）並びに線閉責任者（在来線・一般）及び線閉責任者（在来線・ATOS）の継続区分が「工臨」の者（医学適性検査第2種を受検する者）はJR東京総合病院、JR仙台病院、JR東日本健康推進センター及び鉄道検診センターの指定様式による。

※4：現場選考試験結果通知書兼推薦書については、JR東日本の現業箇所より受領すること。

## 10. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第10条に定める教育の受講について

下記に示す資格者については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第10条（以下、10条教育という。）に定める教育について、年1回の頻度で受講する必要があります。なお、JR東日本の工事等に従事するにあたり、10条教育の対象となる資格者について前年又は当年の10条教育の受講実績が確認できない場合は、当該資格者として従事することは出来ません。

### （1）10条教育受講対象資格

#### ①列車等の運転に直接関係する作業を行う係員

線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）  
踏切監視員（ロープ）

#### ②施設の保守その他これに類する作業を行う係員

工事管理者（在来線）、工事管理者（新幹線）  
軌道工事管理者（在来線）、軌道工事管理者（新幹線）  
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）、軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）  
線路検修責任者（在来線）、線路検修責任者（新幹線）  
土木検修責任者

### （2）資格認定講習を受講した者の10条教育の取扱い

10条教育の対象資格については、新規又は継続の資格認定講習に10条教育の内容を包含していることから、資格の認定をもって10条教育を受けたものと認めることとしています。

対象資格の認定を受けた者が、当該資格で作業に従事しようとする場合は、JR東日本が年間の10条教育の計画を定めて定例的に実施しているので、資格認定後は資格継続講習を受講した年を除き、これを年1回受講してください。